四六　シリア・アラブ共和国におけるアレッポ人道的復旧及び強靭性強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　二一　四

四七　食糧援助に関する日本国政府とレソト王国政府との間の書簡の交換に関する件　二一　四

四八　紛失の届出により失効した旅券の告示　二一　35　七

四九　サモア独立国政府に対する贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の書簡の交換に関する件　二二　三

五〇　セタティラート病院及びチャンパサック県病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二二　三

五一　テヘラン市医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とイラン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二二　三

五二　テヘラン市大気汚染分析機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とイラン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二二　三

五三　国際連合安全保障理事会決議第二千三百七十四号（マリに対する制裁に関する決議）に関する件　二三　37　二

五四　武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書へのボツワナ共和国の加入に関する件　二七　二

五五　国際海事機関条約への締約国の追加に関する件　二七　二

五六　強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約のベナン共和国による批准に関する件　二八　五

五七　国際移動通信衛星機構に関する条約への締約国の追加に関する件　二八　五

五八　円借款の供与に関する日本国政府とアフリカ開発基金との間の書簡の交換に関する件　二八　五

五九　ガイアナ及びドミニカ国における女性の災害管理能力強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　二八　六

〇財務省

二八　財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件　六　二

二九―三一　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　27　八

三二　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　八　27　七

三三　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　27　九

三四―三五　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　27　一〇

四二―四三　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　八　27　一六

四五　出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件　九　四

四六　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十九年度の初日から平成三十年一月三十一日までの輸入数量を告示する件　二八　六

四七　平成二十九年度の初日から平成三十年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　二八　六

四八　平成二十九年度の初日から平成三十年一月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　二八　六

五〇　平成二十九年度の初日から平成三十年一月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　二八　七

五一　関税暫定措置法別表第一の六の八の項に係る物品についての平成二十九年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件　二八　七

〇財務省、農林水産省

二　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　五

〇経済産業省、農林水産省、財務省

一　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　一三　四

二　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件　二八　41　四二

〇文部科学省

八　選定保存技術の保持者の認定及び選定が解除された件　一　二

九　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示　八　三

一〇　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　九　28　四